「GHQと在日朝鮮人の法的地位」

飛田雄一

一、はじめに

在日朝鮮人の法的地位の問題は、ますます重要な課題となっている。それはただ、日本政府が時々、「入管法」の上程をにおわすからだけではない。在日朝鮮人は日本政府の一貫しに同化、排外政策のもとに、安定した在留権をもっておらず、在留資格がますます細分化され、より不安定な在留資格になっているのが現状である。

とりわけ、法律一二六号該当者の孫の問題は、深刻に現実のものとなっている。法律一二六号該当者は、一九五二年4月28日以前に生まれた者であるから、二四才を境にして、法律一二六号該当者とその子＝特定在留者がいることになる。そうすれば、二四才ですでに家庭をもち、子供のいる場合が、かなりの数にのぼっていると考えられる。法律一二六号該当者と特定在留者は、前者が在留期間の制限がないのに比べ、後者が三年ごとに更新するという点に違いがあるが大筋において同じであるといえる。ところが特定在留者の子供については、何ら特別の規定がなされておらず、最も在留が不安定だといわれている特別在留許可になっているのが現状である。この世代が年々増加していくことを考えるとき、事態は深刻である。

日韓条約締結以降、法律一二六号該当者および特定在留者で韓国籍をもつものに与えられた協定永住許可についても同じことがいえる。一九七一年1月16日までに申請した協定永住許可者の子供についても出生後60日以内に申請すれば許可されると定められている。しかしその孫については何ら規定されておらず、ただ、「日韓法的地位協定」第二条に、「（孫については）大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日（一九六六・一・一七）から二十五年を経過するまで協議を行なうことに同意する」と書かれてあるにすぎない。これとても日本政府は、二十五年のうちの「実質的解決（問題の自然消滅）」を前提とし「同化つまり帰化して

貰うことが一番よい」と考えているのである。（『法的地位』二百の質問』池上努、19ページ）

つまり、協定永住許可者についても、一九七一年1月16日の申請期限切れ以降に生まれたものの子供については、先の法律一二六号該当者の孫が特別在留許可にならされるのと同じことが起るのである。約20年ずれて同じ問題がおこるのである。

以上のような事実を考えるなら、在日朝鮮人の日本における在留権の問題は、より真剣に議論されなければならない。それはただ単に、「日帝の36年間の朝鮮植民地支配の結果として今日の在日朝鮮人があるので在日朝鮮人には日本に住む権利がある」という論にとどまらず、更に一歩すすんで、戦後三十年の在日朝鮮人の法的地位の検討の上に、在日朝鮮人の在留の権利性を論拠づけなければならない。

戦後、在日朝鮮人の法的地位は一般的に、次の時期に分けられる。

(1) 一九四五・八・十五〜一九五二・四・二八
(2) 〜一九六六・一・十七
(3) 〜一九七一・一・十六
(4) 〜現在

ここでは、(1)の日本の被占領時代のGHQの在日朝鮮人政策を検討してみたい。

二、GHQの朝鮮（人）の定義

一九四五年八月十五日、日本は敗戦を、朝鮮は解放を迎えたわけであるが、連合国は朝鮮（人）をどのように見ていたのであろうか。

一九四三年十二月二七日に発表された「カイロ宣言」では「前記三大国（米・中・英）は朝鮮人民の奴隷状態に留意し軈て朝鮮を自由且独立のものたらしむるの決意を有す」として、日本の敗戦後に朝鮮の独立を展望している。

ポツダム宣言（一九四五・七・二六）では朝鮮に関する特別の規定はないが、「『カイロ宣言』の条項は履行せられるべく……」とあるので、カイロ宣言の延長線上にあると考えられる。このポツダム宣言を受諾して日本は敗戦を迎えるわけである。そして、当然のこととして朝鮮は独立し、朝鮮人は独立国々民となるわけであるが、連合国は在日朝鮮人に対し矛盾した定義を行なうのである。

一般的にこの時期は、「外国人も日本に居住する以上は連合国最高司令官の権利に服さねばならぬ」（一九四五・九・二四「連合国最高司令官の権限に関する訓令」）という時期であった。しかし、日本に在留する外国人が、戦勝国々民（連合国民）と定義されるか、

敗戦国々民（日本人）と定義されるかは、例えば、裁判、取結、事業活動等において決定的な差異を生ずる問題なのである。

一九四五年10月31日、「連合国、中立国及敵国の定義に関する覚書」においては、朝鮮をそのいずれにも定義せず、「戦争により従来の地位に変化をきたせる国」と定義したが、一九四七年8月4日、「連合国、中立国、敵国、特殊地位国及び地位未決国の定義に関する件」で先の覚書を取り消し、朝鮮を特殊地位国とした。その後、一九四八年6月21日にも同じ題の覚書が出されるが朝鮮については変化なく、以後ずっと特殊地位国と定義される。

このような定義自体が非常に曖昧であり、その時の都合にあわせて裁量の余地を残したものと言えるが、このことを最もよく表わしているのが、一九四五年11月3日のものである。これは同日発表されたGHQの「日本占領及び管理のための指令」に基づいて出されたもので内容は、「朝鮮人は、軍事上許す限り解放国民として扱うが、必要なときには、敵国人として扱われること」というものである。この発表によって在日朝鮮人は、連合国々民に与えられている権利を「敵国民として扱われること」により与えられず、一方において「解放国民」（外国人）であるとして、選挙権が停止されるというようなことがおこるのである。

三、GHQの在日朝鮮人政策

GHQの覚書等のうち、在日朝鮮人の在留の問題に直接関係のあるものをとり出してみる。

まず、一九四六年2月17日に「朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の登録に関する覚書」が出される。内容は次のとおりである。

「一、日本国政府は、日本に在住する朝鮮人、中国人、琉球人及び台湾人の総てを一九四六年3月18日まで登録しなくてはならない。

二、登録には次の各項の記入を要する。

a、氏名　b、年令　c、性別　d、本国での居住地　e、日本国内の居住地　f、職業　g、帰国についての希望の有無　h、帰国希望者の場合は、引揚本国に於ける行先地

三、帰国を希望せぬ旨登録した者は帰国の権利を失。

四、登録の通知をうけ、特定日又はそれ以前に登録しなかった者は、帰国の希望なき者と看做し、帰国の権利を失う。

五、（略）」

この覚書にもとづいて、日本政府は朝鮮人等に登録

を行なわせ、結果をGHQに報告するがそのうち朝鮮人については、次のようであった。

「全在日朝鮮人数　六四万七〇〇六名

右のうち帰還帰望者　五一万四〇六〇名」

この結果をうけてGHQは、3月26日、「引揚を希望するものは、日本政府が指示する時期に出発しなければならない。さもないと、日本政府の費用による引揚の特権は失なわれ、商業輸送の便宜の可能となるまで、またなければならないであろう」と声明し、全帰還希望者の送還を計画した。

引揚についての数多くの覚書が出されている。

当初、GHQは、「九月末までに完了せよ」（4月22日）と指示したが計画どおりには進まなかった。GHQはその後も、「十一月十五日までに完了せよ」（8月8日）、「十二月十五日までに完了せよ」（10月16日）と指示したが計画どおりには行かなかった。しかし、12月19日に、GHQは、「朝鮮人の南鮮への集団的引揚は、十二月十五日に完了した。すべての資格ある引揚朝鮮人は、おそくとも十二月二十八日までに博多湾から送り出すこと」と指示した。これによって12月28日に引揚は完了したことになり、この日までに引揚げを行なわないものは引揚げの権利を失ったことになった。

この年（一九四六年）四月から十二月末までの朝鮮人引揚者は計八万二九〇〇人で、帰還希望者五一万四〇六〇人の16%にすぎなかった。それゆえ、引揚計画が完了したとされた一九四六年12月28日以降も部分的に続けられ、その数は、一九五〇年五月までに一万七一四六名である。

引揚が一段落ついたと考えられる頃、皮肉なことにも新憲法が制定（一九四七・五・三）される前日、天皇の出す最後の勅令として「外国人登録令」（ポツダム勅令二〇七号）が出された。

この「外国人登録令」は、現在の「外国人登録法」と「出入国管理令」を合わせたようなものであり、一九五二年4月28日、被占領時代が終り、同時に「外国人登録法」が公布施行されるまでの五年間有効な法律であった。

その骨子は、

(1) 入国のためには連合国最高司令官の許可が必要――第三条

(2) 在留外国人の登録の実施――第四条、

(3) 許可なく入国したもの、登録手続に違反して司法処分をうけたものの退去強制――第十三、十四条

である。

この「外国人登録令」において重要なことは、十一

条の次の規定である。すなわち「台湾人のうち内務大臣の定めるものの及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間これを外国人とみなす」として、朝鮮人を「外国人登録令」の対象としたのである。

ところがおかしなことに、この占領時代には、GHQも日本政府も、在日朝鮮人は日本国籍を持つものとしていたのである。例えば、一九五〇年六月二七日、総司令部外資委員会の覚書では「昭和三十年九月二日以降、ひきつづいて日本に居住する朝鮮人は、日本国籍を保持する」とあり、日本政府も一九四九年一月二六日、法務庁民事局長が、「日本国内居住の朝鮮人は依然、日本国籍を有する」との見解を出しているのである。

実際、この「外国人登録令」によって、例えば「未登録」という「罪」で送還された朝鮮人がいるが、孫振斗さんの場合などへ、この送還は、日本国籍を保有する在日朝鮮人を送還したという筋の通らないものである。

「外国人登録令」の後、一九五一年11月1日、「出入国管理令」が施行された。この「出入国管理令」制定をめぐってGHQと日本政府との間に意見の対立があったことが、『在日朝鮮人処遇の推移と現状』に書かれてある。日本政府原案には、「入管令」についても「外国人登録令」と同じように、朝鮮人を「この政令の運用については外国人とみなす」という項が入っていた。しかしGHQから「(昭和)二十年九月二日以前からの在留朝鮮人、台湾人を外国人とみなすことは不当」であるから修正するようにという指示があり施行(当初の予定では10月1日)を延期して交渉した。日本政府は、(1)朝鮮人を日本人とすれば、治安上、国外退去をさせることが不可能なこと、(2)、すでに外国人登録令で退去させている事を主張した。それに対しGHQは「九月二日以前からの在留朝鮮人中、現行登録令違反者を外国人とみなして、国外に退去強制することは、既成事実であるからやむなく承認するが、その他を外国人とみなすことは承認できない。……ただし、平和条約批准後、日本政府が在日朝鮮人の身分をその欲するように変更することは(もちろん日本政府の自由であり、総司令部として関与する限りでない)」という見解を示した。最終的には、「入管令」は本来の外国人にのみ適用し、朝鮮人、台湾人には当分の間、現状通り現行「外国人登録令」によって出入国および登録が行なわれ、その中で、外国人登録手続は現状のままとして、「退去強制手続」その他について、管理令のその部分を準用するということになり、11月1日に施行されたのである。

四、まとめ

以上、GHQの在日朝鮮人の日本在留についての政策を簡単にみてきたが、その政策の原理として属地主義の考え方があることがうかがえる。属地主義とは属人主義と対立する考え方で、属人主義が血統を重要視して、出生地および居住実績を軽視するのにくべ、属地主義は、逆にそれらを重視する。属地主義は、欧米の各国がとっている考え方で、例えば旅行者といえどもアメリカ旅行中に子供が生まれれば、その子供はアメリカの市民権を取るといった具合に、血統に関係なくその地に生まれた者に、あるいは、その地に一定期間以上生活したものに市民権を与えるものである。この市民権は"国籍"とも言いかえれるものであるが、属人主義をとり血統を重んじる日本の"国籍"とはかなり違った概念である。

GHQが属地主義的考え方を基本にして在日朝鮮人政策を行なったと考えると、その政策は次のようにまとめられるのではないだろうか。

GHQは一九四六年2月17日の「登録に関する覚書」では、朝鮮人の総数を把握し・帰還希望の有無を調べたが、ここにおいて、少なくとも帰還を希望しない朝鮮人には市民権的なものを与えるという考え方があったことが考えられる。

一九四七年5月2日施行の「外国人登録令」は、朝鮮人もその対象としているが、先の「入管令」制定をめぐる日本政府とのやりとりより推量すれば「不本意」なように思えるし、「外録令」施行の前に、不法入国取り締りの覚書が多く出ていることから考えると「外録令」の意図は在日朝鮮人を追放することより不法入国を取り締るために重点がおかれていたと考えてもいいのではないだろうか。

そして、GHQの考え方では、日本占領が終る時に日本に在留する朝鮮人に国籍選択の自由を与えることを前提としている。それは例えば、先に引用した一九五〇年6月27日付、総司令部外　委員会覚書の後半の、「法律的にみれば、20年9月2日以降、日本にひきつづいて居住する朝鮮人は(選挙権および公職につく権利をのぞいて)実質的には日本国民であるが、あわせて朝鮮国籍をもっている。占領軍の政策の遂行と日本政府の措置は、在日朝鮮人からその国籍をうばい、或いは新しい国籍を付与するものではない。昭和20年9月2日以降、ひきつづいて日本に居住する朝鮮人の国籍の最終決定は、平和会議およびそれに従属する日本と朝鮮間の条約にかかっている」にもあらわれている。

×　×

在日朝鮮人のできるだけ多くを帰還させたいという

希望は、GHQにも日本政府にもあっただろうが、日本政府の方によりそれが強かったというのが事実であろう。それゆえ、日本政府にとって占領末期の段階でどうしてもゆずれぬ一線は、占領後において在日朝鮮人をあくまで外国人として定義し、強制送還できる道を開いておくということだったのであろう。日本政府にとって、在日朝鮮人に国籍選択の自由を与えることはとうていできないことであり、それゆえ、一九五二年4月28日、サンフランシスコ講和条約発効と同時に、在日朝鮮人は日本国籍を一律にそう失したものとし、朝鮮人を適用除外にしていた「出入国管理令」をそのまま「法律一二六号」によって法律として追認し、外国人＝朝鮮人に「出入国管理令」を法文上は全面的に適用できる体系をつくったのである。法文上、朝鮮人に全面的に適用できるという体裁は整えたものの、そもそも、旅行をもって入国している外国人を前提とした「入管令」を旅行をもたない、また留学生というような在留資格もない朝鮮人に全面的にできるわけもないので同じ「法律一二六号」で、「昭和二十年九月二日以前からこの法律の施行の日まで引き続き本邦に在留するものは、……引き続き在留資格を有することなく本邦に在留することができる」という例外規定をもうけたのである。

参考文献

(1)、法務研究報告書「在日朝鮮人処遇の推移と現状」（湖北社、複刻資料第3輯）

(2)、佐藤勝巳編「在日朝鮮人の諸問題」（同成社）

(3)、W・ワーブナー「日本における朝鮮少数民族」（外務省アジア局北東アジア課訳）

(4)、越川純吉「日本に在住する非日本人の法律上の地位」（法務資料三〇八号、法務省

(5)、越境編集委員会編「出入国管理体制の成立過程」一九四五～一九四八」（大逆文庫）
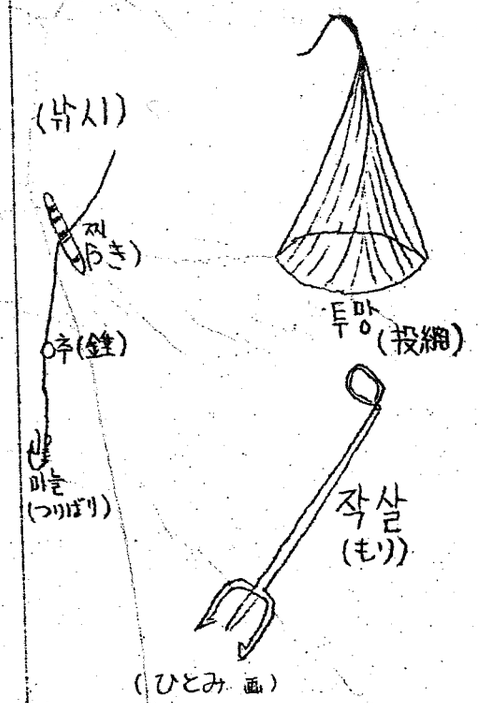
朝鮮の漁具